TK6530076	2012/ 3/14	2017/ 1/31	TR2907666	2015/ 1/ 8	2017/ 1/31
TK6672613	2012/ 3/22	2017/ 1/31	TR2947057	2014/12/ 5	2017/ 1/31
TK6969292	2012/ 4/20	2017/ 1/31	TR3059981	2015/ 1/ 9	2017/ 1/31
TK7486678	2012/ 7/30	2017/ 1/31	TR3198981	2015/ 3/13	2017/ 1/31
TK7843846	2012/ 8/24	2017/ 1/31	TR3365864	2016/ 6/17	2017/ 1/31
TK8626324	2013/ 1/30	2017/ 1/31	TR3630760	2015/ 1/19	2017/ 1/31
TK8689120	2013/ 1/31	2017/ 1/31	TR3698033	2015/ 1/16	2017/ 1/31
TK8842013	2013/ 5/ 1	2017/ 1/31	TR3708721	2015/ 1/27	2017/ 1/31
TK9126156	2013/ 4/16	2017/ 1/31	TR3909894	2015/ 4/24	2017/ 1/31
TK9243789	2013/ 5/23	2017/ 1/31	TR4015608	2015/ 2/24	2017/ 1/31
TK9783459	2013/ 8/30	2017/ 1/31	TR4109460	2015/ 6/24	2017/ 1/31
TK9890302	2013/ 9/ 2	2017/ 1/31	TR4385026	2015/ 7/13	2017/ 1/31
TR1049964	2013/11/12	2017/ 1/31	TR4651547	2015/ 8/21	2017/ 1/31
TR1063582	2014/ 1/ 6	2017/ 1/31	TR4844002	2015/10/ 1	2017/ 1/31
TR1113526	2014/ 1/14	2017/ 1/31	TR5214217	2015/12/15	2017/ 1/31
TR1285223	2014/ 1/22	2017/ 1/31	TR5385705	2016/ 1/15	2017/ 1/31
TR1343585	2014/ 1/16	2017/ 1/31	TR5772498	2016/ 3/25	2017/ 1/31
TR2168288	2014/ 7/29	2017/ 1/31	TR5959369	2016/ 4/13	2017/ 1/31
TR2338640	2014/ 8/13	2017/ 1/31	TR7088463	2016/11/18	2017/ 1/31
TR2512747	2014/ 8/21	2017/ 1/31	TR7324620	2017/ 1/ 4	2017/ 1/31
TR2615376	2014/ 9/24	2017/ 1/31	TZ0651087	2009/ 5/11	2017/ 1/31
TR2832902	2014/10/29	2017/ 1/31	TZ0708444	2010/ 4/ 9	2017/ 1/31
			TZ1064703	2015/ 6/ 8	2017/ 1/31

○国土交通省告示第百五号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第十号の規定に基づき、国の設置に係る都市公園において国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設を定める件（平成二十八年国土交通省告示第七百十六号）は、廃止する。

平成二十九年二月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第百六号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第十号の規定に基づき、国の設置に係る都市公園において国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設を次のように定める。

平成二十九年二月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

都市公園法施行令第十二条第十号の国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設を定める告示

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第十号の規定に基づき、国の設置に係る都市公園において国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設は、次の一に掲げる者が設ける占用物件で二に掲げるものとする。

一　設ける者

自衛隊

二　占用物件

災害応急対策のための仮設の物件又は施設

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第百七号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年二月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示

昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を次のように改正する。

表国営武蔵丘陵森林公園の項中

東京電力株式会社	電柱、電線及び自立型高圧キャビネット

を

東京電力株式会社	電柱、電線及び自立型高圧キャビネット
自衛隊	災害応急対策のための仮設の物件又は施設

に改め、同表国営沖縄記念公園の項中

西日本電信電話株式会社	公衆電話所、電話線及び電話ケーブル

を

西日本電信電話株式会社	公衆電話所、電話線及び電話ケーブル
自衛隊	災害応急対策のための仮設の物件又は施設

に改め、同表海の中道海浜公園の項中

電信電話株式会社	公衆電話所、電話線及び電話ケーブル
災害応急対策のための仮設の物件又は施設	

を

九州電力株式会社	電柱および電線

に改め、同表滝野すずらん丘陵公園の項中

北海道	災害応急対策のための仮設の物件又は施設

を

北海道	防災行政用無線基地局
自衛隊	災害応急対策のための仮設の物件又は施設

に改め、同表国営昭和記念公園の項中

東京都立川市	バス停留所の標識

を

東京都立川市	バス停留所の標識
自衛隊	災害応急対策のための仮設の物件又は施設

に改め、同表国営みちのく杜の湖畔公園の項中

株式会社タケヤ交通	バス停留所の